

前払式支払手段の利用者保護などに関するお知らせ

平素より、ナンバポイントカードプラスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ナンバポイントカードプラス電子マネーのご利用に関するご案内となりますので、ご確認いただきますよう、お願ひいたします。

利用者資金の保全方法について

資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払い手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半分以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・金銭による供託

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

紛失、盗難等を申し出てから利用停止措置が完了する前に第三者により、利用された場合またはその他何らかの損害が生じた場合でも、当社及び発行元・管理会社は一切の責任は負わないものとします。